

柏市電力の調達に係る環境配慮方針

1 目的

この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に規定する方針として、柏市（以下「市」という。）が環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、もって市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

2 定義

この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、電力調達に係る入札等の参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（以下「環境評価項目」という。）について評価したうえで実施する電力調達をいう。

3 基本的事項

- (1) 市が行う50キロワット以上の電力調達に当たっては、原則、環境に配慮した電力調達を行うものとする。また、50キロワット未満の電力の調達に当たっても、環境に配慮した電力調達を行うよう努めるものとする。その際、契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等における契約時期の調整を行い、一括して発注を行うことを検討するものとする。
- (2) 環境に配慮した電力調達は、当分の間、入札等への参加の可否を判断するために、環境評価項目に係る基準を定め、当該入札等に係る申込みをした者のうち、電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施しており、かつ、当該基準を満足する者を入札等の参加資格者とし、その中から当該申込に係る価格に基づき契約の相手方を

決定する方式（以下「裾切り方式」という。）により行うものとする。ただし，新たに電力の供給に参入した小売電力事業者であって，電源構成を開示していない者は，事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより，適切に開示したものとみなす。

(3) 裾切り方式による具体的な入札等の方法の検討にあたっては，地域の実情を勘案しつつ安定供給の確保のための取組との調和を確保するとともに，原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう図ることで公正な競争を確保するものとする。

(4) 市はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに，電気の供給を受ける契約の実施に当たっては，中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに，他の契約に関する施策及び温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

4 対象組織

市の全ての組織を対象とする。

5 関係団体等に対する協力要請

市は，市が構成員となっている一部事務組合，市の外郭団体及び指定管理者等に対して，この方針に基づく取組への協力を要請するよう努める。

6 契約締結実績の概要の公表等

この方針に基づき契約締結した実績については，その概要を公表するものとする。

7 推進体制

(1) この方針は，柏市地球温暖化対策推進本部により推進するものとする。

(2) 入札等を実施する所属長は，環境に配慮した電力調達を推進するための体制を整備するものとする。

8 方針の見直し

この方針は、温室効果ガス等の排出の削減の推進に資するよう
に、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うもの
とする。

9 その他

この方針により定めるもののほか、入札等による環境に配慮し
た電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、環境部長が
別に定める。

附 則

この方針は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年3月17日から施行する。